

2008年3月25日
日本共産党埼玉県議会議員
柳下礼子事務所
TEL. 866-9559

森泉義夫県議（公明）の飲酒運転問題について（談話）

本日の新聞報道で、公明党の森泉義夫議員（東8区＝春日部市選出）が飲酒後に乗用車を運転し、県警に道交法違反（酒気帯び運転）の容疑で検挙されていた事実が明らかになり、本日夕方、森泉議員から公明党議員団の山本晴造団長を通して議長に宛てて議員辞職願いが提出された。

報道によると、森泉議員は今日21日の県議会終了後の午後7時頃から約2時間、さいたま市内でウーロンハイを4杯飲み、パチンコ屋で酔いを覚ました後、乗用車で春日部の自宅に帰る途中、岩槻区内で飲酒検問を受けたという。

県議会議員という公職にあるものが、飲酒運転で検挙されるということは絶対あってはならないことであり、森泉議員の責任は重大である。

本県議会は、飲酒運転による死亡事故等の重大事故が続発し、大きな社会問題になった2006年の9月県議会において「飲酒運転が極めて悪質な行為である」として森泉議員を含む全会一致で「飲酒運転の根絶に関する決議」を議決した経緯がある。また、森泉議員自身も同じ定例会において県職員の飲酒運転問題を一般質問で取り上げ、知事に厳罰化を求めるなかで、「私もこの問題を質問する以上、飲酒運転をした場合、バッチを外す覚悟です」と飲酒運転根絶への決意を披瀝していた。

ところが、今回の問題では22日の午前1時頃に検挙されたにも係わらず、今日の新聞報道があるまで本人からは何ら議会や議長に対して報告もされておらず、森泉議員は24日の本会議にも何食わぬ顔で出席していた。

もし、森泉議員が自ら侵した法違反の重大性を自覚していたならば、直ちにこの事実を議長や議会に報告し、自らの政治的責任を明らかにするのが当然である。また、公明党議員団もこの事実を22日の段階で把握しながら、事実が報じられるまで明らかにしてこなかったとすれば、森泉議員同様、その責任は免れない。

森泉議員の辞職願いの提出は当然であり、公明党議員団は事実経過を調査した上で、その結果を公表すべきである。

県議会議員 柳下礼子

以上